

日 薬 業 発 第 118 号  
平 成 30 年 7 月 9 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に係る  
被保険者証等の提示等および公費負担医療の取扱いについて

標記につきまして、厚生労働省保険局医療課および同健康局総務課他より下記のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本件は、平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害（平成 30 年 7 月 6 日、災害救助法適用）による被災に伴い、受診時の被保険者証等の取扱いおよび公費負担医療の取扱いが示されたことに関するものです。

今回の被災により、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難している場合であっても、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）のほか、被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の場合は住所（国保組合の場合には、これに加えて組合名）を申し立てることで受診できます。また、公費負担医療の請求の取り扱いについても示されており、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとされています。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、医療保険関係の対応として、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行う事ができる旨を周知する件について、厚生労働省から都道府県及び保険者へ周知されておりますので、併せて情報提供致します（下記 4）。

記

1. 平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示について

（平成 30 年 7 月 6 日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課）

2. 平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて  
(平成 30 年 7 月 6 日付け事務連絡、厚生労働省健康局総務課ほか)
3. 平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害にかかる災害救助法の適用について【第 8 報】平成 30 年 7 月 8 日
4. 平成 30 年台風第 7 号及び前線等による被害状況及び対応について (第 9 報)

以上

事 務 連 絡  
平成 30 年 7 月 6 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に  
係る被保険者証等の提示等について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生  
主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長あて通知するとともに別添団体各位に協力を依頼  
しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう  
お願いいたします。

事務連絡  
平成30年7月6日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に  
係る被保険者証等の提示等について

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災に伴い、被保険者が被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名）を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

また、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、後日事務連絡が発出されるものであること。

なお、当該避難者等に係る診療報酬等の請求については、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係  
TEL:03-5253-1111（内線3288）  
FAX:03-3508-2746

事務連絡  
平成30年7月6日

関係団体 御中

厚生労働省健康局

総務課  
がん・疾病対策課  
結核感染症課  
難病対策課

厚生労働省子ども家庭局

母子保健課

厚生労働省社会・援護局

保護課  
援護企画課  
援護・業務課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて

健康行政、社会福祉行政及び援護行政につきましては、日頃から多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

今般、平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて、別添のとおり都道府県民生・衛生主管部（局）宛て通知いたしましたのでご連絡いたします。

貴団体におかれましても関係者への周知を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

用件のみにて失礼いたしますが、緊急事態であることを御理解の上、御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

事務連絡

平成30年7月6日

都道府県民生・衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局

総務課

がん・疾病対策課

結核感染症課

難病対策課

厚生労働省子ども家庭局

母子保健課

厚生労働省社会・援護局

保護課

援護企画課

援護・業務課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて

健康行政、社会福祉行政及び援護行政につきましては、日頃から多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害による被災に伴い、関連書類等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していること等により、公費負担医療を受けるために必要な手続をとることができない方がいらっしゃる場合も考えられます。

つきましては、そのような場合においても、被災者の保護及び医療の確保に万全を期す観点から、各制度について、当面別紙1のとおり、被爆者健康手帳や患者票等がなくても、①別紙の各制度の対象者であることを申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより受診できるものとし、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いといたします。また、当該被災者に係る公費負担医療の請求等の取扱いについては、別紙2のとおり取り扱われるようお願いいたします。

なお、（公社）日本医師会等に対しましても、この取扱いにつき、協力依頼を行う予定であることを申し添えます。

また、被保険者証等を保険医療機関に提示できない場合の取扱いについては、当省保険医療担当部局から、別添のとおり事務連絡「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大

雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」が発出されていることを併せて申し添えます。

### (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

被爆者健康手帳（認定疾病の場合においては認定書及び被爆者健康手帳）の提出ができない場合においても、医療機関において、被爆者健康手帳の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関及び一般疾病医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

なお、毒ガス障害者救済対策事業の医療手帳が提出できない場合についても同様とする。

### (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の結核患者に対する医療に係る患者票の提出ができない場合においても、医療機関において、患者票の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、結核指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

### (3) 難病の患者に対する医療等に関する法律

特定医療費の支給認定を受けた指定難病の患者が医療受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、当該医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、受診する指定医療機関と当該医療受給者証に記載する指定医療機関の名称が異なる場合においても受診できるものとし、さらに、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

### (4) 特定疾患治療研究事業

特定疾患治療研究事業の受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、同事業の委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

### (5) 肝炎治療特別促進事業

肝炎治療特別促進事業の受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、同事業の指定医療機関等以外の医療機関でも受診できるものとする。



## (6) 児童福祉法

① 療育券の提出ができない場合においても、医療機関において療育券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

② 小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けた医療費支給認定保護者が、医療受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、当該医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定小児慢性特定疾病医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

## (7) 母子保健法

養育医療券の提出ができない場合においても、医療機関において、養育医療券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

## (8) 生活保護法

医療券の提出ができない場合においても、医療機関において、被保護者であることを申し出、氏名、生年月日、住所及び福祉事務所名を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

## (9) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

本人確認証の提出ができない場合においても、医療機関において、被支援者であることを申し出、氏名、生年月日、住所及び支援給付の実施機関名を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

## (10) 戦傷病者特別援護法

療養券の提出ができない場合においても、医療機関において、療養券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

## (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

自立支援医療受給者証を提示できない場合においても、医療機関において自立支援医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、受診する指定自立支援医療機関と自立支援医療受給者証に記載する指定自立支援医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に支給認定の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

### (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

- ① 医療機関等は、原爆医療の対象の申し出があった場合は、可能な限り「認定疾病医療」（法第10条関係）若しくは「一般疾病医療」（法第18条関係）であったかを特定すること。
- ② ①により特定ができた場合は、診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による認定疾病医療「18」、一般疾病医療費「19」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。なお、同一の者について「18」と「19」を請求する場合には、それぞれ別々の明細書で請求すること。  
なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。
- ③ どうしても特定できない場合は、当該患者の明細書については、上部左上空欄に赤色で原爆と表示するとともに、摘要欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求することとする。

### (2) 毒ガス障害者救済対策事業

医療機関等は、毒ガス障害者救済対策事業で受診した者の請求については、広島県健康福祉局被爆者支援課（電話番号082-513-3109）に必ず照会した上で、毒ガス障害者医療費請求書を用いて広島県健康福祉局被爆者支援課に請求すること。

### (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

医療機関等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の結核患者に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核患者の適正医療「10」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

### (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律

医療機関等は、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する特定医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担番号に含まれる2桁の法別番号（難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療「54」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（８桁）、受給者番号（７桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（８桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

#### （５）特定疾患治療研究事業等

医療機関等は、特定疾患の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる２桁の法別番号（特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費「５１」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（８桁）、受給者番号（７桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（８桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

#### （６）肝炎治療特別促進事業

医療機関等は、肝炎治療特別促進事業に係る医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる２桁の法別番号（肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付「３８」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（８桁）、受給者番号（７桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（８桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

#### （７）児童福祉法

① 医療機関等は、児童福祉法第２０条の児童に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる２桁の法別番号（児童福祉法による療育の給付「１７」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（８桁）、受給者番号（７桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（８桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

② 医療機関等は、児童福祉法第１９条の２の小児慢性特定疾病医療支援の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる２桁の法別番号（児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援「５２」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で当該小児慢性特定疾病医療支援の対象疾病名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（８桁）、受給者番号（７桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（８桁）を記載した場合は住所を

記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

#### (8) 母子保健法

医療機関等は、母子保健法第20条の未熟児に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（母子保健法による養育医療「23」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

#### (9) 生活保護法

医療機関等は、生活保護法による医療扶助で受診した者の請求については、原則として、福祉事務所に必要な事項を確認することとし、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（生活保護法による医療扶助「12」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

#### (10) 戦傷病者特別援護法

医療機関等は、戦傷病者特別援護法第4条第1項第2号の認定を受けた戦傷病者の当該認定に係る公務上の傷病に対する医療を取り扱った場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（戦傷病者特別援護法による療養の給付「13」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

#### (11) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

医療機関等は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付で受診した者の請求については、原則として、支援給付の実施機関に必要な事項を確認することとし、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項に規定する医療支援給付「25」）を付すとともに、

摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

#### （12）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

医療機関等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第24項に規定する自立支援医療（更生医療、育成医療及び精神通院医療）の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による更生医療「15」、育成医療「16」及び精神通院医療「21」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

※1 なお、明細書については電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。

※2 電子レセプトにより請求する場合においては、以下の点を参考にする。

①公費負担者番号が確認できない場合には、「法別2桁+888888（6桁）」を記録し、併せて摘要欄の先頭に「住所」を記録すること。

また、受給者番号が確認できない場合においては、「9999999（7桁）」を記録すること。

②公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、「9999999（7桁）」を記録し、摘要欄の先頭に「不詳」を記録すること。

※3 「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（平成25年1月24日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）において「赤色で災2と記載する」とされているものについては、公費負担者番号及び公費受給者番号を記載し、レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、摘要欄の先頭に「災2」を記録すること。



差替え

平成30年7月8日  
内閣府（防災担当）

## 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害にかかる 災害救助法の適用について【第8報】

### 1. 災害の概要

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、全国で8府県58市35町4村（高知県は4市1町1村、鳥取県は1市9町、広島県は9市4町、岡山県は12市4町1村、京都府は6市3町、兵庫県は9市6町、愛媛県は4市2町、岐阜県は13市6町2村）に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【高知県】 安芸市 （あきし） 香南市 （こうなんし） 長岡郡本山町 （ながおかぐんもとやまちょう）	7月6日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
宿毛市 （すくもし）	7月7日		
土佐清水市 （とさしみずし） 幡多郡三原村 （はたぐんみはらむら）	7月8日		
【鳥取県】 鳥取市 （とっとりし） 八頭郡若桜町 （やずぐんわかさちょう） 八頭郡智頭町 （やずぐんちづちょう） 八頭郡八頭町 （やずぐんやずちょう） 東伯郡三朝町 （とうはくぐんみささちょう）	7月6日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
西伯郡南部町 (さいはくぐんなんぶちょう) 西伯郡伯耆町 (さいはくぐんほうきちょう) 日野郡日南町 (ひのぐんにちなんちょう) 日野郡日野町 (ひのぐんひのちょう) 日野郡江府町 (ひのぐんこうふちょう)			
<b>【広島県】</b> 広島市 (ひろしまし) 呉市 (くれし) 竹原市 (たけはらし) 三原市 (みはらし) 尾道市 (おのみちし) 福山市 (ふくやまし) 府中市 (ふちゅうし) 東広島市 (ひがしひろしまし) 江田島市 (えたじまし) 安芸郡府中町 (あきぐんふちゅうちょう) 安芸郡海田町 (あきぐんかいたちょう) 安芸郡熊野町 (あきぐんくまのちょう) 安芸郡坂町 (あきぐんさかちょう)	7月5日	平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用
<b>【岡山県】</b> 岡山市 (おかやまし) 倉敷市 (くらしきし) 玉野市 (たまのし)	7月5日	平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用



災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
笠岡市 (かさおかし) 井原市 (いばらし) 総社市 (そうじゃし) 高梁市 (たかはしし) 新見市 (にいみし) 瀬戸内市 (せとうちし) 赤磐市 (あかいわし) 真庭市 (まにわし) 浅口市 (あさくちし) 都窪郡早島町 (つくぼぐんはやしまちょう) 浅口郡里庄町 (あさくちぐんさとしょうちよ う) 苫田郡鏡野町 (とまたぐんかがみのちょう) 英田郡西粟倉村 (あいだぐんにしあわくらそん) 加賀郡吉備中央町 (かがぐんきびちゅうおうちよ う)			
<b>【京都府】</b> 福知山市 (ふくちやまし) 舞鶴市 (まいづるし) 綾部市 (あやべし) 宮津市 (みやづし) 京丹後市 (きょうたんごし) 南丹市 (なんたんし)	7月5日	平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
船井郡京丹波町 (ふないぐんきょうたんばちょう) 与謝郡伊根町 (よさぐんいねちょう) 与謝郡与謝野町 (よさぐんよさのちょう)			
<b>【兵庫県】</b> 豊岡市 (とよおかし) 篠山市 (ささやまし) 朝来市 (あさごし) 宍粟市 (しろうし) 赤穂郡上郡町 (あこうぐんかみごおりちょう) 美方郡香美町 (みかたぐんかみちょう)	7月5日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
姫路市 (ひめじし) 西脇市 (にしわきし) 丹波市 (たんばし) 多可郡多可町 (たかぐんたかちょう) 佐用郡佐用町 (さようぐんさようちょう)	7月6日		
養父市 (やぶし) たつの市 (たつのし) 神崎郡市川町 (かんだきぐんいちかわちょう) 神崎郡神河町 (かんだきぐんかみかわちょう)	7月7日		
<b>【愛媛県】</b> 今治市 (いまばりし) 宇和島市 (うわじまし)	7月5日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
大洲市 (おおずし) 西予市 (せいよし) 北宇和郡松野町 (きたうわぐんまつのちょう) 北宇和郡鬼北町 (きたうわぐんきほくちょう)			
<u>【岐阜県】</u> <u>高山市</u> (たかやまし) <u>関市</u> (せきし) <u>中津川市</u> (なかつがわし) <u>恵那市</u> (えなし) <u>美濃加茂市</u> (みのかもし) <u>可児市</u> (かにし) <u>山県市</u> (やまがたし) <u>飛騨市</u> (ひだし) <u>本巣市</u> (もとすし) <u>郡上市</u> (ぐじょうし) <u>下呂市</u> (げろし) <u>加茂郡坂祝町</u> (かもぐんさかほぎちょう) <u>加茂郡七宗町</u> (かもぐんひちそうちょう) <u>加茂郡八百津町</u> (かもぐんやおつちょう) <u>加茂郡白川町</u> (かもぐんしらかわちょう) <u>加茂郡東白川村</u> (かもぐんひがししらかわむら) <u>大野郡白川村</u> (おおのぐんしらかわむら)	7月6日	<u>平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</u>	<u>災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用</u>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<u>岐阜市</u> <u>(ぎふし)</u> <u>美濃市</u> <u>(みのし)</u> <u>加茂郡富加町</u> <u>(かもぐんとみかちょう)</u> <u>加茂郡川辺町</u> <u>(かもぐんかわべちょう)</u>	<u>7月8日</u>		

(注) 下線は今回追加適用分

## 2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置等

<p>本件問合せ先  内閣府政策統括官（防災担当）付  参事官（被災者行政担当）付  鶴見、佐藤、篠原  TEL 03-5253-2111（内線51365）  03-3593-2849（直通）</p>
--

平成 30 年 7 月 8 日

照会先

厚生労働省大臣官房厚生科学課

健康危機管理・災害対策室

(担当・内線) 室長 松崎 俊久(3814)

室長補佐 平井 智章(3844)

(電話・代表) 03 ( 5253 ) 1111

(電話・直通) 03 ( 3595 ) 2172

### 平成 30 年台風第 7 号及び前線等による 被害状況及び対応について (第 9 報)

7 月 8 日 15 時 00 分時点における厚生労働省の対応については、別紙のとおりですのでお知らせします。

平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について  
(第9報)

1 厚生労働省における対応

- 7/2 13:30 厚生労働省災害情報連絡室設置
- 7/7 12:00 第1回省内課長級会議開催
- 7/8 8:30 厚生労働省災害対策本部設置
- 7/8 14:00 第1回厚生労働省災害対策本部会議開催

2 医療関係

(1) 医療関係全般

- 7月6日 高知県 7:17 EMIS 警戒モードに切り替え。
- 佐賀県 9:00 EMIS 警戒モードに切り替え。
- 福岡県 9:10 EMIS 警戒モードに切り替え。
- 長崎県 10:43 EMIS 警戒モードに切り替え。
- 京都府 11:23 EMIS 警戒モードに切り替え。
- 愛媛県 12:30 EMIS 警戒モードに切り替え。
- 7月7日 11:54 EMIS 災害モードに切り替え。
- 大分県 13:00 EMIS 警戒モードに切り替え。
- 山口県 13:42 EMIS 警戒モードに切り替え。
- 広島県 14:05 EMIS 警戒モードに切り替え。
- 19:51 EMIS 災害モードへ切り替え。
- 徳島県 14:51 EMIS 警戒モードに切り替え。
- 滋賀県 15:09 EMIS 警戒モードに切り替え。
- 岡山県 15:40 EMIS 警戒モードに切り替え。
- 7月7日 12:02 EMIS 災害モードに切り替え。
- 鳥取県 16:40 EMIS 警戒モードに切り替え。
- 香川県 17:10 EMIS 警戒モードに切り替え。
- 兵庫県 22:50 EMIS 警戒モードに切り替え。
- 7月7日 島根県 0:57 EMIS 警戒モードに切り替え。
- 岐阜県 12:50 EMIS 警戒モードに切り替え。
- 愛知県 21:00 EMIS 警戒モードに切り替え。

※大阪府 大阪府北部を震源とする地震発生時より EMIS 警戒モード継続中。

(2) 医療施設（精神科病院を除く）の被害状況

- ①長崎県・・・3病院、2診療所で一時停電していたが、現時点で復旧。
  - ②京都府・・・亀岡市の1診療所で床下浸水があるが、診療可能。  
1病院が冠水のため孤立していたが、道路が開通し解消。
  - ③福岡県・・・北九州市の1病院で断水があったが、解消。
  - ④岡山県・・・倉敷市真備町の1病院で停電、断水、ガス停止、電話不通、  
床上浸水あり。一部患者については他院へ搬送済み、残りの患者に関する調整中。  
県南東部の1病院で一時停電したが、現時点で復旧。
  - ⑤広島県・・・1病院で水が不足したため1名を転院搬送し対応。  
1病院で停電があるが自家発電機で対応中。  
23医療機関で断水があるが、15医療機関で貯水槽により対応中。
  - ⑥愛媛県・・・1病院で停電があったが、1病院は電源車で対応中。  
1病院で停電があったが復旧、水不足に対し応急給水手配中。
- その他、現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) DMAT の状況

8県で DMAT52隊が活動中又は移動中、25隊が待機中又は準備中。

- ① 広島県・・・広島県が山口県、島根県に DMAT 派遣要請。  
広島県災害対策本部内の DMAT 調整本部で広島県 DMAT5隊及び山口県 DMAT ロジスティックチーム2隊が活動中。  
安芸消防署参集・活動拠点本部で広島県 DMAT4隊、島根県 DMAT4隊が活動中。  
その他、DMAT5隊が活動中、DMAT3隊が待機又は準備中。
- ②岡山県・・・岡山県災害対策本部内の DMAT 調整本部で DMAT5隊が活動中。  
その他、DMAT12隊が活動中又は移動中、DMAT3隊が待機中。
- ③兵庫県・・・兵庫県保健医療調整本部で DMAT1隊が活動中。
- ④高知県・・・高知県 DMAT 調整本部で DMAT1隊が活動中。  
DMAT1隊が待機中。
- ⑤島根県・・・島根県災害対策本部内の DMAT 調整本部で DMAT2隊が活動中。  
DMAT4隊が待機中。
- ⑥鳥取県・・・DMAT1隊が待機中。
- ⑦愛媛県・・・香川県、徳島県に DMAT 派遣要請。  
愛媛県災害対策本部内の DMAT 調整本部で DMAT2隊が活動中。  
愛媛県立中央病院 DMAT 活動拠点本部で DMAT5隊が活動中又は移動中。  
DMAT3隊が待機中。

- ⑧香川県・・・DMAT1隊が活動中、DMAT2隊が準備中。  
 ⑨徳島県・・・DMAT調整本部で3隊が活動中、2隊が準備中。  
 その他、DMAT6隊が準備中。

(4) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売業販売関係  
 医薬品・医療機器の安定供給等に係る被害情報無し。

### 3 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況（7/8 13:00現在）

全都道府県に、水道の被害状況について積極的に情報収集するよう要請。また、日本水道協会に対し、応急給水・応急復旧の支援を行うよう依頼。同協会と被害情報を共有しつつ、適切な応援体制が確保されるよう調整中。

岐阜県1市(1事業体)、大阪府1町で2戸(1事業体)、鳥取県2町で283戸(2事業体)、島根県1市1町で1,116戸(2事業体)、岡山県3市1町で20,321戸(7事業体)、広島県10市3町で216,971戸(16事業体)、山口県1市1町123戸(3事業体)、香川県1町(1事業体)で3戸、徳島県1市487戸(1事業体)、愛媛県6市3町で28,179戸(13事業体)、高知県2市(4事業体)で94戸の計267,579戸(48事業体)(調査中の戸数を除く)が断水中。(前回報告比+33,557戸)

県・市町村名	断水戸数（戸）		断水期間	被害等の状況
	最大	現在		
【岐阜県】 せきし 関市	調査中	調査中	7/8～	調査中
【大阪府】 のせちょう 能勢町	251	2	7/5～	水道管が破損
【鳥取県】 わかさちょう 若桜町	78	78	7/7～	応急給水実施中
ちづちょう 智頭町	231	205	7/7～	水道原水（地下水）の濁度が上昇 応急給水実施中
【島根県】 かわもとまち 川本町	1099	816	7/7～	いんぼら 因原浄水場及び川本浄水場が冠水（現場到達困難） 配水池水位低下 応急給水実施中（出雲市、浜田市）
ごうつし 江津市	300	300	7/8～	水道管が破損、浄水場が冠水（現場到達困難） 応急給水実施中
【岡山県】				水源及び浄水場が冠水



たかはしし 高梁市	6,775	6,775	7/7 ~	応急給水実施中（自衛隊及び岡山市・玉野市）
やかけちよう 矢掛町	3,416	3,416	7/7~	浄水場が浸水 応急給水実施中（岡山市）
くらしきし 倉敷市	10,050	10,050	7/7 ~	水道管が破損。浄水場が冠水。 応急給水実施中
にいみし 新見市	104	80	7/6~	水道管が破損 応急給水実施中
【広島県】 ひろしまし 広島市	13,300	13,300	7/7~	水道管が破損 応急給水実施中
くれし 呉市	93,279 調査中	93,279 調査中	7/7~	広島県企業局※ <sup>1</sup> の送水が停止。 応急給水実施中。
えたじまし 江田島市	9,936	9,936	7/7~	広島県企業局※ <sup>1</sup> の送水が停止。 8日12時より応急給水実施中（自衛隊の 応急給水船が支援）。
ふくやまし 福山市	171	168	7/7~	配水池停電、水道管が破損。 広島県企業局※ <sup>1</sup> の送水が停止。 応急給水実施中
かいたちよう 海田町	5~6	5~6	7/7~	水道管が破損 11日に復旧の見通し
あきたかたし 安芸高田市	1,321	183	7/7~	水道管が破損 応急給水実施中
ひがしひろしまし 東広島市	1,054	1,054	7/7~	施設被害等 応急給水実施中
みはらし 三原市	38,856	38,856	7/7~	施設被害、水道管が破損 広島県企業局※ <sup>1</sup> の送水が停止。 応急給水実施中
おのみちし 尾道市	58,647	58,647	7/7~	施設被害、水道管が破損 広島県企業局※ <sup>1</sup> の送水が停止。 応急給水実施中
みよしし 三次市	528	528	7/7~	水道管が破損 応急給水実施中
くまのちよう 熊野町	1,000	1,000	7/8 ~	給水管流出。 応急給水実施中。
たけはらし 竹原市	調査中	調査中	7/8 ~	応急給水実施中。
じんせきこうげんちよう 神石高原町	14	14	7/8 ~	応急給水実施中。
【山口県】 いわくにし 岩国市	83	83	7/7~	水道管が破損 応急給水実施中
すおうおおしまちよう 周防大島町	40	40	7/7~	水道管破損及び配水池水位低下 節水のため夜間のみ断水
【徳島県】 みよしし 三好市	487	487	7/7~	水道管破損 応急給水実施中
【香川県】				

まんのう町 ちよう	18	3	7/7~	水道管が破損（現場到達困難）
【愛媛県】 うわじまし 宇和島市	6,568	6,568	7/7~	南予水道企業団※ <sup>2</sup> 吉田浄水場からの送水が停止。 一部地域で応急給水実施中。
いまぼりし 今治市	336	336	7/7~	水道管が破損 応急給水実施中。
きほくちよう 鬼北町	187	180	7/7~	水道管が破損 応急給水実施中。
おおずし 大洲市	16,950	16,950	7/7~	水源地が冠水
やわたはまし 八幡浜市	371	371	7/7~	水道管が破損 応急給水実施中。
まつやまし 松山市	300	300	7/7~	水道管が破損
まつのちよう 松野町	調査中	調査中	調査中	水道管が破損 応急給水実施中。
せいよし 西予市	119	119	7/7~	水道管が破損
うちこちよう 内子町	17	17	7/7~	水道管が破損
かみじまちよう 上島町	3,338	3,338	7/7~	広島県企業局※ <sup>1</sup> の送水が停止。 応急給水実施中（松山市、今治市）
【高知県】 かみし 香美市	87	59	7/5~	水道原水（表流水）の濁度上昇、水道管の破損（現場到達困難） 応急給水実施中
こうなんし 香南市	356	35	7/6~	水道管が破損（現場到達困難） 応急給水実施中
【北海道】 らんこしちよう 蘭越町	158	0	7/5~6	水道原水（湧水）の濁度が上昇
【岐阜県】 たかやまし 高山市	397	0	7/6~8	水道原水（表流水）の濁度が上昇
【京都府】 ふくちやまし 福知山市	16	0	7/6	水道管が破損
【奈良県】 いこまし 生駒市	11	0	7/6	水道管が破損
【兵庫県】 やぶし 養父市	1	0	7/7~8	水道管が破損（現場到達困難）
【岡山県】 かがみのちよう 鏡野町	21	0	7/5~7	水道管が破損
【香川県】 みとよし 三豊市	30	0	7/6	水道管が破損
【高知県】 しまんとし 四万十市	37	0	7/3~4	取水口の土砂堆積

【鳥取県】 ひのちよう 日野町	571	0	7/7~8	水道原水（伏流水）の濁度が上昇
【山口県】 ひかりし 光市	13	0	7/7	水道管破損
しゅうなんし 周南市	9	0	7/6~7/7	水道管破損
【福岡県】 いづかし 飯塚市	2	0	7/6	水道管が破損
きたきゅうしゅうし 北九州市	1,640	0	7/6~7/7	水道管（水管橋）が破損
【長崎県】 ごとうし 五島市	3,306	0	7/3~4	停電に伴う送水ポンプ停止等
さいかいし 西海市	925	0	7/3~4	停電に伴う送水ポンプ停止
させぼし 佐世保市	7	0	7/3~4	倒木による配水管破損
合計	276,817	267,579		

※1 広島県企業局（広島県内10市5町及び愛媛県内1町に水道用水を供給）  
宮原浄水場への導水トンネルが閉塞、本郷取水場が機能停止（現場到達困難）

※2 南予水道企業団（愛媛県内3市1町に水道用水を供給）  
吉田浄水場が土砂崩れで埋没（現場到達困難）、三崎浄水場への導水管が崩落していたが、仮設の復旧が完了

#### 4 社会福祉施設等関係

各都道府県・指定都市・中核市に対し、7/7（土）、7/8（日）を含め、大雨の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集とともに、厚生労働省担当者への情報提供を依頼。また、併せて都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、自治体が発令する警戒情報に留意するとともに、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、躊躇なく避難するよう、注意喚起を依頼。

##### (1) 高齢者関係施設の被害状況

大阪府吹田市、八尾市、兵庫県神戸市、岡山県高梁市、倉敷市、広島県広島市、三原市、府中市、東広島市、江田島市、熊野町、坂町、愛媛県八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、福岡県北九州市、久留米市、飯塚市、沖縄県八重瀬町、嘉手納町の特別養護老人ホーム18か所、養護老人ホーム2か所、軽費老人ホーム3か所、認知症高齢者グループホーム10か所、介護老人保健施設7か所、小規模多機能型居宅介護事業所2か所、老人短期入所施設5か所、有料老人ホーム13か所、サービス付高齢者向け住宅2か所、通所介護1か所においてシャッターの破損や雨漏り、床上浸水等の被害あり。また、これらの施設のうち、一部に停電・断水があ

り、サービス提供に影響があったが、停電については復旧済み。断水については給水車で対応。岡山県倉敷市の老人保健施設において、冠水により入居者らを取り残されており救助待ちの状況ではあるが、水、食料はボートで移送できており、備蓄に問題ない状況。人的被害はなし。引き続き情報収集に努める。

#### (2) 障害児・者関係施設の被害状況

福岡県宮若市1か所、赤村1か所計2か所の障害者支援施設及び沖縄県大宜味村の1か所のグループホームで擁壁の一部が崩れる等の軽微な被害あり。岡山県倉敷市1か所、広島県東広島市1か所計2か所のグループホーム及び京都府舞鶴市の1か所の生活介護事業所で床上浸水の被害あり。岡山県倉敷市のグループホームでは利用者・職員が避難済み。他2施設は復旧済み。広島県熊野町1か所の生活介護事業所及び東広島市の障害者支援施設において土砂で道路がふさがったため施設が孤立し、救助要請中。佐賀県伊万里市の生活介護事業所の利用者1名が行方不明となっていたが、7月8日に死亡が確認。引き続き情報収集に努める。

#### (3) 児童関係施設等の被害状況

大阪府吹田市の保育所11か所、岡山県岡山市保育所1か所、愛媛県西予市、宇和島市の保育所3か所、福岡県糸島市、筑後市、長崎県大村市の放課後児童クラブ3か所、沖縄県沖縄市の母子生活支援施設1か所、児童養護施設1か所において、雨漏り、床下浸水、窓ガラスの破損等の被害あり。岡山県岡山市、倉敷市の児童館2か所、倉敷市の保育所1か所、小規模保育事業所2か所、山口県岩国市の保育所1か所、愛媛県大洲市の保育所4か所において床上浸水、西予市の放課後児童クラブの1か所において、教室内に土砂流入し、サービス提供に影響がある被害あり。岐阜県高山市の母子生活支援施設1か所において、避難指示発令。近隣の児童養護施設に避難中。人的被害はなし。引き続き情報収集に努める。

#### (4) その他

7月7日付け、各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等において、高齢者、障害者、子ども等の災害時要配慮者の緊急的な受入れ、避難者への対応を依頼するとともに、法人間、関係団体との連携による職員の応援確保を依頼。

### 5 心のケア・精神科病院関係

各都道府県・指定都市に対し、大雨の影響による精神科病院の被害状況及

びDPAT活動状況に関する情報の収集に努めるとともに、厚生労働省担当者への情報提供を依頼(7/6)。

(1) 精神科病院等の被害状況

(広島県)

・広島市の1病院で床上浸水、患者を別棟に移動、診療可能。1病院が河川氾濫で周辺道路が浸水したが、孤立状況ではなく、病院被害なし。

(岡山県)

・岡山県高梁市の1病院で断水、応急給水で対応、9日以降に食糧不足の懸念あり、県災害対策本部が対応中。医療的な問題なし。

・真備町の1病院については被害なし。

(2) DPAT の状況

・広島県 DPAT 調整本部設置。

・岡山県 DPAT 調整本部設置。

## 6 保健・衛生関係

(1) 人工透析

【岡山県】

浸水、停電による透析不可報告は1施設(外来90名、入院9名)。外来及び入院の透析患者の受入先は調整済み。本日、入院中の透析患者は受け入れ先施設へ転送済。

【広島県】

・尾道市：断水のため透析不可の報告1施設(外来100~150名)。

・呉市、江田島市：断水のため透析不可の報告は3施設。うち1施設は透析可能となった。残り2施設のうち、56名の患者が交通遮断により通院不可となっている。

・広島市：浸水のため透析不可の報告が1施設(外来数名)、周辺施設で対応。

・東広島市：交通遮断のため、通院不可の患者(2名)ありとの報告が1施設。

・庄原市：1施設、周辺地域にて土砂災害複数あり、7日(土)に透析予定だった患者7名のうち3名が土砂のため通院不可となり、医師指示にて延期とし、9日(月)に施行予定。

なお、広島県透析連絡協議会担当者に確認したところ、県の担当者と連携し、上記の施設や患者については対応できており、現時点で透析について大きな問題はない。

被害状況については、これまでに特別警報が発令された佐賀県、長崎県、福岡県、鳥取県、広島県、岡山県、兵庫県、京都府、岐阜県、高知県、愛媛県の担当者、日本透析医会(上記以外の府県の情報を含む)と適宜連絡中。情報は、がん・疾病対策課を含めた三者で共有し、対応が必要であれば早めに依頼することで認識共有。

なお、現時点で、国や他府県からの支援は不要とのこと。  
引き続き、患者集中回避など、必要な対応も含めて、情報収集に努める。

(2) DHEAT について

- ・派遣要請なし
- ・夜間・休日における DHEAT 派遣調整の依頼先について各都道府県へ事務連絡を送付。

(3) 被災者の健康管理

① 保健師の活動

- ・保健師の派遣要請なし。
- ・夜間・休日における保健師派遣調整の依頼先について各都道府県、保健所設置市、特別区へ事務連絡を送付。
- ・避難所における保健師等の巡回等を開始。
- ・岡山県・広島県より、管内の被災市町村へ保健師を派遣。

②大雨等により避難所が開設された場合に保健活動を行う保健師等に向けて、以下の事務連絡を都道府県、保健所設置市、特別区に送付。

- ・「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」
- ・「管轄避難所情報の記録様式について」
- ・「被災地における熱中症予防について（周知依頼）」
- ・「避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防について」

(4) その他

①感染症指定医療機関、病原体管理施設の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

②保健衛生施設等

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

## 7 薬局、薬剤師、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

<岡山県>

床上浸水 13件（岡山市4件、倉敷市6件、高梁市2件、笠岡市1件）

<広島県>

床上浸水 3件（広島市3件）

<愛媛県>

床上浸水 2件（宇和島市2件）

床下浸水 1件（今治市1件）

引き続き情報収集に努める。

(2) 輸血用血液製剤の供給

日本赤十字社に確認したところ、現時点で輸血用血液製剤の安定供給等に係る被害報告は無いものの、7月7日、8日（日）は、愛媛県を除き、四国地域において献血受入れを中止。輸血用血液製剤のうち、有効期限の短い血小板製剤は全国調整により現地の必要分を確保している。引き続き情報収集に努める。

(3) 毒物劇物製造（輸入）業における毒物劇物取扱施設関係

現時点で毒物劇物の流出等の被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

## 8 障害者福祉関係

高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県及び愛媛県に対して、被災した要援護障害者等について、市町村より特段の配慮（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど）をお願いするとともに、被災した視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について、具体的な方法や配慮等の例を周知（高知県：7月6日付け、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県及び愛媛県：7月7日付け）。

## 9 介護保険関係

○ 被災した要介護高齢者等への対応について

7月6日付けで、高知県（管内市町村）に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請。当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県にも連絡。また、同日付で、各都道府県および被災地市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を发出。また、7月7日付で、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県及び愛媛県（管内市町村含む。）に対して、同趣旨の事務連絡を发出。

## 10 児童福祉関係

7月6日付けで、各都道府県等に対して、今般の台風等により、保育所等

を利用している方々等について、市町村より特段の配慮（被災し、保育料を負担することが困難な者について、保育料の減免ができるなど）をお願いする旨を周知。

## 11 医療保険関係

### (1) 通知等の発出状況

- 7月6日付 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。  
※「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について平成30年7月6日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付。  
※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。
- 7月6日付 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。  
※「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（平成30年7月6日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付。
- 7月6日付 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨等を周知。  
※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（平成30年7月6日付け保険局保険課事務連絡）を送付。
- 7月6日付 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、医療保険による受診が可能である旨を都道府県等に連絡。  
※「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示について」（平成30年7月6日付け保険局医療課事務連絡）を送付。
- 7月6日付 公費負担医療（原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等）について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に連絡



※「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（平成30年7月6日付け関係課連名事務連絡）を送付。

## 12 職業能力開発施設関係

### (1) 職業能力開発施設の被害状況

沖縄県立浦添職業能力開発校の実習棟の屋根の一部が破損する軽微な被害あり。人的被害なし。

## 13 消費生活協同組合関係

7月7日付で、共済事業を行う消費生活協同組合に対し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を周知。

## 14 労働局、厚生局の被害状況

### I 労働局

#### 1 災害対策本部の設置

- ・ 7月7日（土）広島労働局に災害対策本部を設置  
※他労働局の災害対策本部設置については確認中

#### 2 官署の閉庁について

##### ① 大阪局

- ・ 堺公共職業安定所 堺東駅前庁舎  
⇒ 民間ビル（堺東駅前庁舎は8階）開始に合わせて、当該施設も7月6日（金）13時に閉庁

##### ② 福岡局

- ・ 久留米及び小倉公共職業安定所  
⇒ 7月6日（金）（閉庁延長日）の閉庁時刻を18時→17時15分に短縮。  
⇒ 7月7日（土）両所の土曜日閉庁は行わない
- ・ 朝倉公共職業安定所  
⇒ 7月6日（金）15時に閉庁

##### ③ 佐賀局

- ・ 7月6日（金）ふるさとハローワーク多久（佐賀所付属施設）を15時に閉庁

3 庁舎の状況等

松山公共職業安定所（松山労働総合庁舎5階建て）の1階事務室フロア床下への漏水が発生（OAフロアの床下を確認したところ、3～5mm程度の浸水）

4 その他の労働局

・現時点で被害報告なし

II 厚生局

・現時点で被害報告なし

以上